福県医発第２０７２号（地）
平成２０年　２月１５日

各　医　師　会　長　　殿

福　岡　県　医　師　会
会　長　横　倉　義　武
（公印省略）

疑義解釈資料の送付について

今般、オンライン請求等に冠する改正省令につきまして、厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室より、『疑義解釈資料』が取りまとめられた旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事　友清　明
次期担当理事　毛利康茂

医療

事務連絡(保190)
平成２０年２月５日

都道府県医師会
　社会保険担当理事　殿

日本医師会常任理事
鈴　木

疑義解釈資料の送付について

今般、オンライン請求等に関する改正省令につきまして、厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室より「疑義解釈資料」が別添のとおり、とりまとめられましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

（添付資料）
疑義解釈資料の送付について
（平20.1.22　厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室）

福岡県医師会
受
20.2.7
付
4233

「写」

（別添）

事　務　連　絡
平成２０年１月２２日

地方社会保険事務局
各都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）
都道府県老人医療主管部（局）
　老人医療主管課（部）
地方厚生（支）局

御中

厚生労働省保険局総務課
保険システム高度化推進室

疑義解釈資料の送付について

「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令」（平成１８年厚生労働省令第１１１号。以下「改正省令」という。）については、「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令の施行について」（平成１８年４月１０日保発第0410005号）等により実施しているところであるが、今般、改正省令中平成２０年４月１日施行分の取扱いに係る疑義照会資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

1　病床数について

（問）改正省令に規定されている病床数（平成２０年４月１日施行分の附則第４条第１項の表中第１号）は、保険医療機関が医療法第７条に基づき許可を受けた病床種別（一般病床、精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床）ごとの病床数の合計数と解してよいか。

（答）その通り。医療法上の許可病床数と解してよい。

2　オンライン請求開始の期限について

（問）平成２０年３月３１日時点での４００床以上の病院で既にレセプトを電子媒体で請求している場合には、レセプトオンライン請求は、遅くとも平成２０年４月診療分（５月請求分）から始める必要があると解してよいか。

（答）その通り。同様に改正省令に規定されているオンライン請求に係る経過措置の期限（平成２０年４月１日施行分の附則第４条第１項の表中第１号から第６号までの下欄に掲げる日）については、具体的には、それぞれ各年３月診療分（４月請求分）までとなる。

3　オンライン請求が必要なレセプトについて

（問）改正省令に規定されている「レセプトコンピュータを使用しているものであって、光ディスク等を用いた請求を行って」（平成２０年４月１日施行分の附則第４条第１項の表中第１号及び第３号）いるかどうかの判断は、外来、入院又はＤＰＣの区分ごとに、それぞれ判断すると解してよいか。

（答）　その通り。例えば、４００床以上の病院で、外来レセプトは、電子媒体による請求を行うとともに、入院レセプト及びＤＰＣレセプトは、電子媒体による請求を行っていない場合には、当該入院レセプト及びＤＰＣレセプトについては、平成２０年４月診療分（平成２０年５月請求分）も紙媒体での請求が可能であるが、電子媒体で請求している外来レセプトについては、平成２０年４月診療分（平成２０年５月請求分）からオンライン請求することが必要である。

4　レセプト文字データ変換ソフトについて

（問）改正省令に規定されている「レセプト文字データ変換ソフトを使用することによって光ディスク等を用いた請求を行うことができ」（平成２０年４月１日施行分の附則第４条第１項の表中第１号及び第３号）るかどうかの判断に当たっては、レセプトコンピュータの機種は形式的にはレセスタ対応機種に該当するものの、カスタマイズ等により、実質的にレセスタに対応できない状態になっている場合には該当しないと解してよいか。

（答）その通り。